

新潟県企業局管理規程第7号

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月9日

新潟県企業管理者 藤澤 浩一

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の自家用電気工作物保安規程（昭和40年新潟県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） 自家用電気工作物の責任分界点			別表第1（第2条関係） 自家用電気工作物の責任分界点		
自家用電気工作物	保安上の責任分界点		自家用電気工作物	保安上の責任分界点	
(略)			(略)		
上越工業用水道 上越利水事務所	新潟県上越市大字寺所在の上越利水事務所構内において東北電力株式会社配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。		上越利水事務所	新潟県上越市大字寺所在の上越利水事務所構内において東北電力株式会社配電線に接続する県の引込柱上に施設する開閉器の電源側端子とする。	
上越工業用水道 黒井中継ポンプ場	新潟県上越市大字黒井宇土屋421番地20所在の上越工業用水道黒井中継ポンプ場構内において東北電力株式会社配電線に接続する県の引込柱電源側接続端子とする。				
別表第3（第4条関係） 保安業務分掌			別表第3（第4条関係） 保安業務分掌		
所属	分掌業務	分掌する自家用電気工作物	所属	分掌業務	分掌する自家用電気工作物
(略)			(略)		
上越利水所	1 工業用水道施設の工事の起工、施行及び監理に関する事項 2 工業用水道施設の維持管理及び保守に関する事項	上越工業用水道 上越利水事務所 黒井中継ポンプ場	上越利水所	1 工業用水道施設の工事の起工、施行及び監理に関する事項 2 工業用水道施設の維持管理及び保守に関する事項	上越利水事務所

附 則

この規程は、公布の日から施行する。